

労働災害発生状況の集計について

死亡災害

定義

労働者死傷病報告等を契機として、所轄労働基準監督署が調査により死亡労働災害を把握した際に作成する「死亡災害報告」により集計したもの。

集計期間

速報値：対象年の1月1日から、発表前月末までに発生した死亡災害（翌年1～3月速報は前年12月31日まで）のうち、各表の**右上に記載の日付**までに報告があったものを集計したもの。

確定値：対象年の1月1日から12月31日までに発生した死亡災害のうち、翌年4月の集計日までに集計されたもの。

(例) 平成31年1月速報値 (Excelファイル参照)

平成30年における死亡災害発生状況 (速報)

業種	平成30年(1月～12月)		平成29年(1月～12月)		平成28年(1月～12月)		対29年比較		対28年比較	
	死者数(人)	構成比(%)	死者数(人)	構成比(%)	死者数(人)	構成比(%)	増減数(人)	増減率(%)	増減数(人)	増減率(%)
全産業	824	100.0	872	100.0	841	100.0	-	-	-	-
製造業	162	19.7	148	17.0	156	18.5	-14	-9.0	-12	-7.7
鉱業	2	0.2	13	1.5	6	0.7	-11	-84.6	7	116.7
建設業	286	34.7	293	33.6	277	32.9	16	5.8	14	5.1
交通運輸事業	15	1.8	16	1.8	14	1.7	-1	-6.3	1	7.1
陸上貨物運送事業	88	10.7	113	13.0	83	9.9	-25	-22.1	6	6.0
港湾運送業	4	0.5	8	0.9	10	1.2	-4	-50.0	-6	-60.0
林業	31	3.8	40	4.6	38	4.5	-9	-22.5	-7	-18.4
農業、畜産・水産業	16	1.9	31	3.6	35	4.2	-15	-48.4	-19	-54.3
第三次産業	220	26.7	210	24.1	222	26.4	10	4.8	-2	-0.9

- (注) 1 死亡災害報告より作成したもの
2 「-」は減少を示す。
3 「陸上貨物運送事業」は、道路貨物運送事業と陸上貨物取扱業の合計値。
4 「第三次産業」については別掲。

平成31年1月7日現在

休業4日以上の死傷災害

定義

事業者から所管の労働基準監督署へ提出された「労働者死傷病報告(様式第23号)」(※)により把握した休業4日以上の死傷者数を集計したもの。

集計期間

速報値：対象年の1月1日から、発表前月末までに発生した休業4日以上の死傷災害（翌年1～3月速報は前年12月31日まで）のうち、各表の**右上に記載の日付**までに報告があったものを集計したもの。

確定値：対象年の1月1日から12月31日までに発生した休業4日以上の死傷災害のうち、翌年4月の集計日までに集計されたもの。

(例) 平成31年1月速報値 (Excelファイル参照)

平成30年における死傷災害発生状況 (死亡災害及び休業4日以上の死傷災害) (速報)

業種	平成30年(1月～12月)		平成29年(1月～12月)		対29年比較		対28年比較	
	死者数(人)	構成比(%)	死者数(人)	構成比(%)	増減数(人)	増減率(%)	増減数(人)	増減率(%)
全産業	113,579	100.0	108,110	100.0	5,469	5.0	-	-
製造業	25,071	22.1	24,290	22.4	781	3.2	-	-
鉱業	198	0.2	199	0.2	-1	-0.5	-	-
建設業	14,020	12.3	13,839	12.8	181	1.3	-	-
交通運輸事業	3,052	2.7	2,908	2.7	144	5.0	-	-
陸上貨物運送事業	14,343	12.6	13,402	12.4	941	7.0	-	-
港湾運送業	310	0.3	304	0.3	6	2.0	-	-
林業	1,278	1.1	1,249	1.2	29	2.3	-	-
農業、畜産・水産業	2,660	2.3	2,519	2.3	141	5.6	-	-
第三次産業	52,647	46.4	49,400	45.7	3,247	6.6	-	-

- (注) 1 労働者死傷病報告より作成したもの。
2 「-」は減少を示す。
3 「陸上貨物運送事業」は、道路貨物運送事業と陸上貨物取扱業の合計値。
4 「第三次産業」については別掲。

平成31年1月7日現在

参考

※労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)第97条第1項(抄)

事業者は、労働者が労働災害その他就業中又は事業場内若しくはその附属建設物内における負傷、窒息又は急性中毒により死亡し、又は休業したときは、遅滞なく、様式第23号による報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。